## 宮城県福祉サービス第三者評価基準 【地域型保育事業版】(令和5年4月1日施行版)

大項目	中項目	小項目	連番号	評価項目	判断基準	着眼点(チェック項目)
【共通評価】 Ι 福祉サービスの基	1 理念・基本方針	(1) 理念, 基本 方針が確立・周知され ている。	1	① 理念,基本方針が明文化され周知が図られている。	a) 法人(保育所)の理念,基本方針が適切に明文化されており,職員,保護者等への周知が図られている。 b) 法人(保育所)の理念,基本方針が明文化されているが,内容や周知が十分ではない。 c) 法人(保育所)の理念,基本方針の明文化ならびに,職員,保護者等への周知がされていない。	<ul> <li>□ 理念や基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>□ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる内容になっている。</li> <li>□ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</li> <li>□ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</li> <li>□ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</li> <li>□ 理念や基本方針の周知が図られている。</li> <li>□ 理念や基本方針の周知が図られている。</li> <li>□ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</li> </ul>
本方針と組織	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	事業経営を 取り巻く環境 と経営状況が 的確に把握・分 析されている。	a) 事業経営を取り巻く環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 b) 事業経営を取り巻く環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。 c) 事業経営を取り巻く環境と経営状況が把握されていない。 a) 経営環境と経営状況の把握・分析に基づき経営課題を明	<ul> <li>□ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</li> <li>□ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</li> <li>□ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</li> <li>□ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</li> <li>□ 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状</li> </ul>
			3	経営課題を 明確にし、具体 的な取組を進 めている。	a) 経営環境と経営状況の把握・分析に基づき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 b) 経営環境と経営状況の把握・分析に基づき、取組を進めているが十分でない。 c) 経営環境と経営状況の把握・分析に基づく取組が行われていない。	<ul> <li>□ 経営環境や保育の内容、組織体制で設備の経備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</li> <li>□ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。</li> <li>□ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</li> <li>□ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</li> </ul>

	1			<u></u>	
3 事業計画の策定		4	① 中・長期的な ビジョンを明確にした計画が策定されている。	の収支計画を策定している。	<ul> <li>□ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。</li> <li>□ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</li> <li>□ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</li> <li>□ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</li> </ul>
		5	② 中・長期計画 を踏まえた単 年度の計画が 策定されてい る。	a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。 b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。 c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	具体的に示されている。 <ul><li>単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</li><li>単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</li></ul>
	(2) 事業計画 が適切に策 定されてい る。	6	① 事業計画の 策定と実施状 況の把握や評価・見直しが組 織的に行われ, 職員が理解している。	a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、又は、職員の理解が十分ではない。 c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	<ul> <li>□ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</li> <li>□ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて把握されている。</li> <li>□ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて評価されている。</li> <li>□ 評価の結果に基づいて事業計画の見直しを行っている。</li> <li>□ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。</li> </ul>
		7	② 事業計画は, 保護者等に周 知され,理解を 促している。	<ul><li>a)事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。</li><li>b)事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。</li><li>c)事業計画を保護者等に周知していない。</li></ul>	<ul> <li>□ 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布,掲示,説明等)されている。</li> <li>□ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</li> <li>□ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</li> <li>□ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</li> </ul>

評価基準【地域型保育事業版】

	4福祉サービスの質の向	(1) 質の向上 に向けた取 組が組織 的・計画的に 行われてい る。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。 c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	<ul> <li>□ 組織的にPDCAサイクルに基づく保育の質の向上に関する取組を実施している。</li> <li>□ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。</li> <li>□ 定められた評価基準に基づいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。</li> <li>□ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</li> </ul>
	上への組織的・計画的な取組		9	② 評価結果に所名はできている。	<ul><li>a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。</li><li>b) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。</li><li>c) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。</li></ul>	<ul> <li>□ 評価結果を分析した結果やそれに基づく課題が明文化されている。</li> <li>□ 職員間で課題の共有化が図られている。</li> <li>□ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</li> <li>□ 評価結果に基づく改善の取組を計画的に行っている。</li> <li>□ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</li> </ul>
共通評価 Ⅱ組織の運	1 管理者の責任とリー	(1) 管理者の 責任が明確 にされてい る。	10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	<ul> <li>a)施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</li> <li>b)施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。</li> <li>c)施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。</li> </ul> a)施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積	<ul> <li>□ 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。</li> <li>□ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。</li> <li>□ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、明文化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。</li> <li>□ 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。</li> <li>□ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、会理を表表)との第三を関係を保持している。</li> </ul>
<b>建営管理</b>	ダーシ			遵守すべき 法令等を正し く理解するた	極的な取組を行っている。 b)施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取 組を行っているが、十分ではない。	行政関係者等)との適正な関係を保持している。 <ul><li>応設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。</li><li>応設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握</li></ul>

			1	T	
-	ŷ		めの取組を行っている。	c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	し、取組を行っている。 <ul><li>血 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。</li></ul>
	(2) 管理者の リーダーシ ップが発揮 されている。		① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての 取組に十分な指導力を発揮している。 b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての 取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について 指導力を発揮していない。	<ul> <li>□ 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</li> <li>□ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</li> <li>□ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</li> <li>□ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</li> <li>□ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</li> </ul>
		13	② 経営の改善 や業務の実効 性を高める取 組に指導力を 発揮している。	a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。 b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	踏まえ分析を行っている。 <ul><li>施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</li></ul>
       	t の確保・育成 計画, 人事管 す 理の体制が シ 整備されて いる。		① 必要な福祉 人材の確保・定 着等に関する 具体的な計画 が確立し、取組 が実施されている。	a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それに基づいた取組が実施されている。 b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それに基づいた取組が十分ではない。 c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	<ul> <li>□ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</li> <li>□ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</li> <li>□ 計画に基づいた人材の確保や育成が実施されている。</li> <li>□ 法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。</li> </ul>
	रें	15	② 総合的な人 事管理が行わ	a)総合的な人事管理を実施している。 b)総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	<ul><li>□ 法人(保育所)の理念・基本方針に基づき「期待する職員像等」を明確にしている。</li><li>□ 人事基準(採用,配置,異動,昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ,</li></ul>

•		T		
		れている。	c)総合的な人事管理を実施していない。	職員等に周知されている。
				□ 一定の人事基準に基づき,職員の専門性や職務遂行能力,職務に関する成果や 貢献度等を評価している。
				□ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を 行っている。
				□ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等に基づき、改善策を検討・実施して いる。
				<ul><li>□ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。</li></ul>
(2) 職員の就	16	御員の就業	a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば 改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積	□ 職員の就業状況や意向の把握等に基づく労務管理に関する責任体制を明確に している。
業状況に配 慮がなされ		状況や意向を 把握し、働きや	極的に取り組んでいる。   b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはある   が、改善する仕組みの構築が十分ではない。	□ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
ている。		すい職場づく りに取り組ん でいる。		□ 職員の心身の健康と安全の確保に努め,その内容を職員に周知している。
				□ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける,職員の悩み相談窓□を組織内に設置するなど,職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
				□ 職員の希望の聴取等をもとに,総合的な福利厚生を実施している。
				□ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
				口 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
				□ 福祉人材の確保, 定着の観点から, 組織の魅力を高める取組や働きやすい職場 づくりに関する取組を行っている。
(3) 職員の質	17	1 職員一人ひ	a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が,適切に行われている。	□ 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のため の仕組みが構築されている。
の向上に向けた体制が		とりの育成に 向けた取組を	b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われてい	□ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで 職員一人ひとりの目標が設定されている。
確立されている。		行っている。	c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	□ 職員一人ひとりの目標の設定は,目標項目,目標水準,目標期限が明確にされ た適切なものとなっている。
				<ul><li>□ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</li></ul>
				□ 職員一人ひとりが設定した目標について,年度当初・年度末(期末)面接を行

					うなど、目標達成度の確認を行っている。
		18	②闘員の教	a)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画 が策定され、教育・研修が実施されている。	□ 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
			育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されて	b)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画 が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分で はない。	□ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育 所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
				c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画	□ 策定された教育・研修計画に基づき、教育・研修が実施されている。 □ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
			いる。	が策定されていない。	□ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
		19	19 職員一人ひ とりの教育・研 修の機会が確 保されている。	a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、 適切に教育・研修が実施されている。 b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され ているが、参加等が十分でない。	<ul><li>□ 個別の職員の知識,技術水準,専門資格の取得状況等を把握している。</li><li>□ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</li><li>□ 階層別研修,職種別研修,テーマ別研修等の機会を確保し,職員の職務や必要</li></ul>
				c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 <ul><li>外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</li><li>職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</li></ul>
	(4) 実 生 等 の 正 ス 専 で が 適 切 の 研修・ 育 が 適 切 い る。	20	① 実習生等の 保育に関わる 専門職の研修・育成につい で体制を整備 し、積極的な取 組をしている。	<ul> <li>a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</li> <li>b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。</li> <li>c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。</li> </ul>	<ul> <li>□ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</li> <li>□ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</li> <li>□ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</li> <li>□ 指導者に対する研修を実施している。</li> <li>□ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</li> </ul>
3 運営の透	(1) 運営の透 明性を確保 するための 取組が行わ れている。	21	① 運営の透明 性を確保する ための情報公 開が行われて いる。	a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。 b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。 c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。	<ul> <li>□ ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</li> <li>□ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</li> <li>□ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容に基づく改善・対応の状況に</li> </ul>

明性の確保					ついて公表している。 <ul><li>□ 法人(保育所)の理念,基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。</li><li>□ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</li></ul>
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	明確にされ、職員等に周知している。 <ul><li>保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</li></ul>
4 地域との交流・地域貢	(1) 地域との 関係が適切 に確保され ている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	<ul><li>a)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</li><li>b)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。</li><li>c)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。</li></ul>	<ul> <li>□ 地域との関わり方について基本的な考え方を明文化している。</li> <li>□ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</li> <li>□ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</li> <li>□ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</li> <li>□ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</li> </ul>
献		24	② ボランティア等の受入れに対するととなるとの といる。	a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。 b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	<ul> <li>□ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</li> <li>□ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</li> <li>□ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</li> <li>□ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</li> <li>□ 学校教育への協力を行っている。</li> </ul>

		1				
		(2) 関係機関 ので で いる。	25	① 保育所として必要を明確関係を明確関係を明確関係を明確関係を関係を関係を関係を関係を関係を表す。 関係機関等とのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	<ul> <li>a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</li> <li>b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。</li> <li>c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。</li> </ul>	<ul> <li>□ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</li> <li>□ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</li> <li>□ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</li> <li>□ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</li> <li>□ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</li> <li>□ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</li> </ul>
		(3) 地域の福祉向上のための取組を 行っている。	26	① 地域の福祉 ニーズ等を把 握するための 取組が行われ ている。	<ul><li>a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。</li><li>b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。</li><li>c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。</li></ul>	<ul> <li>□ 保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催,関係機関・団体との連携, 地域の各種会合への参加,地域住民との交流や相談事業などを通じて,地域の 福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</li> <li>□ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり,関係機関・団体との連携,民生委員・ 児童委員等との定期的な会議の開催等を通して,地域の具体的な福祉ニーズの 把握に努めている。</li> <li>□ 地域住民に対する相談事業などを通じて,多様な相談に応じる機能を有して いる。</li> </ul>
			27	② 地域の福祉 ニーズ等に基 づく公益的な 事業・活動が行 われている。	<ul> <li>a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</li> <li>b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が十分ではない。</li> <li>c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動を行っていない。</li> </ul>	<ul> <li>□ 把握した福祉ニーズ等に基づいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。</li> <li>□ 把握した福祉ニーズ等に基づいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</li> <li>□ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</li> <li>□保育所(法人)が有する保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</li> <li>□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</li> </ul>
<b>無</b> 通評	1 利	(1) 利用者 (子	28	① 子どもを尊	a)子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、 組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	□ 理念や基本方針に,子どもを尊重した保育の実施について明示し,職員が理解 し実践するための取組を行っている。

適切な福祉サービスの実施	用者(子ども・保護者)本位の福	ども) を尊重 する姿勢が 明示されて いる。		重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b)子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。 c)子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。	<ul> <li>□ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li>□ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</li> <li>□ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</li> <li>□ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</li> <li>□ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</li> <li>□ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</li> <li>□ 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</li> </ul>
	祉サービス		29	② 子どものプ ライバシー保 護に配慮した 保育が行われ ている。	<ul> <li>a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。</li> <li>b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。</li> <li>c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。</li> </ul>	責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
		(2) 福祉サー ビスのするに 関と同意( 明と同意)が 切に行われ ている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	<ul><li>a)利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。</li><li>b)利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。</li><li>c)利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。</li></ul>	<ul> <li>□ 理念や基本方針,保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を,公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</li> <li>□ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</li> <li>□ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。</li> <li>□ 見学等の希望に対応している。</li> <li>□ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</li> </ul>
			31	② 保育の開 始・変更にあた	a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式に基づき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	<ul><li>□ 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</li><li>□ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用い</li></ul>

	32	り保護者等にわかりやすく説明している。	b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。 c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っていない。  a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	て説明している。  □ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 □ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 □ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。 □ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めて
	32	保育所等の 変更にあたり 保育の継続性 に配慮した対 応を行ってい る。	a)保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、 十分ではない。 c)保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	<ul> <li>□ 保育所与の复更にめたり、保育の秘統性に配慮した子順と引極さえ書を定めている。</li> <li>□ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</li> <li>□ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</li> </ul>
(3) 利用者(子 ども・保護 者)満足の向 上に努めて いる。	33	① 利用者(子ども・保護者)満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a) 利用者(子ども・保護者)満足を把握する仕組みを整備 し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取 組を行っている。 b) 利用者(子ども・保護者)満足を把握する仕組みを整備 し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向 けた取組が十分ではない。 c) 利用者(子ども・保護者)満足を把握するための仕組み が整備されていない。	<ul> <li>□ 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</li> <li>□ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</li> <li>□ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</li> <li>□ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</li> <li>□ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</li> <li>□ 分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。</li> </ul>
(4) 利用者(保護者)が意見等を述べやすい体制が確保されている。	34	① 苦情解決の 仕組みが確立 しており,周 知・機能してい る。	a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が 行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能してい る。 b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が 行われているが、十分に機能していない。 c) 苦情解決の仕組みが確立していない。	<ul> <li>□ 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置,苦情受付担当者の設置,第三者委員の設置)が整備されている。</li> <li>□ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され,資料を保護者等に配布し説明している。</li> <li>□ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど,保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</li> <li>□ 苦情内容については,受付と解決を図った記録が適切に保管している。</li> <li>□ 苦情内容に関する検討内容や対応策については,保護者等に必ずフィードバックしている。</li> </ul>

				<ul><li>□ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</li><li>□ 苦情相談内容に基づき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li></ul>
	35	② 保護者が相 談や意見を述 べやすい環境 を整備し、保護 者等に周知し ている。	<ul> <li>a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。</li> <li>b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。</li> <li>c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。</li> </ul>	<ul> <li>□ 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</li> <li>□ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</li> <li>□ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</li> </ul>
	36	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ 迅速に対応している。 b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分 ではない。 c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。	ように配慮し,適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
(5) 安心・安全 な福祉サービスの ででは ででででである。 でである。 でである。 でである。	37	① 安心・安全な福祉サービの提供をリントをするメメ 様制が構 れている。	<ul> <li>a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。</li> <li>b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。</li> <li>c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。</li> </ul>	置),リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備してい る。

					しを行っている。
		38	② 感染症の予防や発生時における全確保をのためのに、取組を行っている。	<ul><li>a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。</li><li>b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。</li><li>c) 感染症の予防策が講じられていない。</li></ul>	<ul> <li>□ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</li> <li>□ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</li> <li>□ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</li> <li>□ 感染症の予防策が適切に講じられている。</li> <li>□ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。</li> <li>□ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</li> <li>□ 保護者への情報提供が適切になされている。</li> </ul>
		39	③ 災害時にお ける子どもの 安全確保のた めの取組を組 織的に行って いる。	a) 地震, 津波, 豪雨, 大雪等の災害に対して, 子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 b) 地震, 津波, 豪雨, 大雪等の災害に対して, 子どもの安全確保のための取組を行っているが, 十分ではない。 c) 地震, 津波, 豪雨, 大雪等の災害に対して, 子どもの安全確保のための取組を行っていない。	<ul> <li>□ 災害時の対応体制が決められている。</li> <li>□ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</li> <li>□ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</li> <li>□ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</li> <li>□ 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</li> </ul>
2 福祉サービスの質の	(1) 提供する 福祉標準的 な実確立 いる。	40	① 保育につい て標準的な実 施方法が明文 化され保育が 提供されてい る。	a) 保育について、標準的な実施方法が明文化され、それに基づいた保育が実施されている。 b) 保育について、標準的な実施方法が明文化されているが、それに基づいた保育の実施が十分ではない。 c) 保育について、標準的な実施方法が明文化されていない。	<ul> <li>□ 標準的な実施方法が適切に明文化されている。</li> <li>□ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</li> <li>□ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</li> <li>□ 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</li> <li>□ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</li> </ul>
確保		41	② 標準的な実 施方法につい	a)標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直 しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのも とに検証・見直しを行っている。	<ul><li>□ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</li><li>□ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。</li></ul>

r	1	1	T	
		て見直しをす る仕組みが確 立している。	b)標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。 c)標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	<ul><li>□ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</li><li>□ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</li></ul>
(2) 適切なアセスリントによりでは、対し、一方は、一方は、一方は、一方は、一方は、一方は、一方は、一方は、一方は、一方は	42	① アセスメントに基づを適切に作成している。	<ul> <li>a) アセスメントに基づく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。</li> <li>b) アセスメントに基づく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。</li> <li>c) アセスメントに基づく指導計画を作成するための体制が確立していない。</li> </ul>	<ul> <li>□ 指導計画作成の責任者を設置している。</li> <li>□ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</li> <li>□ 様々な職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</li> <li>□ 全体的な計画に基づき、指導計画が作成されている。</li> <li>□ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</li> <li>□ 計画の作成にあたり、様々な職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</li> <li>□ 指導計画に基づく保育実践について、振返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</li> <li>□ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</li> </ul>
	43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	<ul> <li>□ 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</li> <li>□ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</li> <li>□ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</li> <li>□ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</li> <li>□ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</li> </ul>

ビラ   記載	福祉サー ス実施の 録が適切 行われて	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、 職員間で共有化されている。 b)子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、 職員間での共有化が十分ではない。 c)子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。	<ul> <li>□ 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</li> <li>□ 個別の指導計画等に基づく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</li> <li>□ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</li> <li>□ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</li> <li>□ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</li> <li>□ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組み整備されている。</li> </ul>
	2	② 子どもに関する記録の管理体制が確立 している。	<ul><li>a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。</li><li>b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。</li><li>c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。</li></ul>	□ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 □ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 □ 記録管理の責任者が設置されている。 □ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 □ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 □ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

内容評価   A 福祉サービ	1 保育内容	(1) 全体的な 計画の作成	46	① 保育所の方基のの方基のの方基のの方基のの方基のの支護をはいる。 は、日本のの方をでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ので	a)全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。 b)全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。 c)全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。	<ul> <li>□ 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>□ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。</li> <li>□ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。</li> <li>□ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。</li> <li>□ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。</li> </ul>
スの内容		(2) 環境を通して行う、養護と教育の展開	47	① 生活にふさして、子どもがいすこのを整備している。	a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。 c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	<ul> <li>□ 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。</li> <li>□ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</li> <li>□ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</li> <li>□ 一人ひとりの子どもがくつろいだり、落ち着ける場所がある。</li> <li>□ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</li> <li>□ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</li> </ul>
			48	ー人ひとり の子どもを受 容し、子どもの 状態に応じた 保育を行って いる。	<ul> <li>a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</li> <li>b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。</li> <li>c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。</li> <li>a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</li> <li>b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。</li> <li>c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。</li> </ul>	を十分に把握し、尊重している。  □ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。 □ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。 □ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。 □ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。 □ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。 □ 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。

	る環境の整備,	境の整備、援助を行っていない。	もの主体性を尊重している。
	援助を行っている。		<ul><li>口 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように 工夫している。</li></ul>
			□ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。
50	<ul><li>④</li><li>子的環境ともびるした。</li><li>は活動整のを増かる。</li><li>は活りを表すります。</li><li>はまからのでは、</li><li>はまからのでは、</li><li>はまからのでは、</li><li>はまれる。</li></ul>	<ul><li>a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</li><li>b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。</li><li>c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。</li></ul>	<ul> <li>□ 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</li> <li>□ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</li> <li>□ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</li> <li>□ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</li> <li>□ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</li> <li>□ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>□ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</li> </ul>
			<ul><li>□ 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</li><li>□ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</li><li>□ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</li></ul>
5	1 ⑤ 乳児保育(0歳尺) では、 養護的にと教育が一体のは、 大きのでは、 保育のでは、 保育のでは、 保持のでは、 できるが、 保持ののでは、 は、 は	a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、 十分ではない。 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	<ul> <li>□ ○歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。</li> <li>□ ○歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。</li> <li>□ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。</li> <li>□ ○歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。</li> <li>□ ○歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。</li> <li>□ ○歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。</li> </ul>
5:	2 ⑥ 3歳未満児 (1・2歳児) の保育におい て,養護と教育 が一体的に展	a)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c)適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	<ul><li>□ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。</li><li>□ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。</li><li>□ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。</li></ul>

	開されるよう 適切な環境を 整備し、保育の 内容や方法に 配慮している。		<ul><li>□ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。</li><li>□ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。</li><li>□ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。</li><li>□ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。</li></ul>
5	3 (分) 3 歳以上児の保育に対する (大き護的に対する) では、 (大きな) では、	a)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c)適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	<ul> <li>□ 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>□ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>□ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>□ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。</li> </ul>
5	4 8 障害のある 子どもが安心 して生活を整備 し、保育の内容 や方法に配 している。	a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	<ul> <li>□ 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。</li> <li>□ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。</li> <li>□ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。</li> <li>□ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</li> <li>□ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li>□ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>□ ご</li></ul>

_					
		55	⑨ それぞれの 子どもの在園 時間を考整性 し、保育の内配 している。	a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、 保育の内容や方法に配慮している。 b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、 保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c)それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、 保育の内容や方法に配慮していない。	<ul> <li>□ 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</li> <li>□ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</li> <li>□ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</li> <li>□ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</li> <li>□ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</li> <li>□ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</li> <li>□ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</li> </ul>
		56	⑩ 小学校との 連携,就学を見 通して、保育の 内容者とに 基づくがたの慮 とを見に 基づくがたの慮 とでいる。 (※事業所 内保育の の保育の の保育の の保育の のと、事業所 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、	a) 小学校との連携, 就学を見通した計画に基づいて, 保育の内容や方法, 保護者との関わりに配慮している。 b) 小学校との連携, 就学を見通した計画に基づいて, 保育の内容や方法, 保護者との関わりに配慮しているが, 十分ではない。 c) 小学校との連携や就学を見通した計画, 保育の内容や方法, 保護者との関わりに配慮をしていない。	<ul> <li>□ 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</li> <li>□ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</li> <li>□ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。</li> <li>□ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</li> <li>□ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</li> </ul>
	(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a) 子どもの健康管理を適切に行っている。 b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。 c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。	<ul> <li>□ 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。</li> <li>□ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。</li> <li>□ 子どもの保健に関する計画を作成している。</li> <li>□ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。</li> <li>□ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。</li> <li>□ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。</li> </ul>

 		_	T	,
				□ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。 □ 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。
	5	8 ② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。 b)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。 c)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。	<ul> <li>□ 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</li> <li>□ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</li> <li>□ 家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</li> </ul>
	5	9 ③ アレルギー疾患,慢性疾患等のあいて,医師からの指示を受け,適切ないる。	師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
(4)		0 ① 食事を楽し むことができ るよう工夫を している。	<ul><li>a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</li><li>b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。</li><li>c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。</li></ul>	<ul> <li>□ 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。</li> <li>□ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。</li> <li>□ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。</li> <li>□ 食器の材質や形などに配慮している。</li> <li>□ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</li> <li>□ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。</li> <li>□ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。</li> <li>□ 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。</li> </ul>

 					,
		61	② 子どもがかしてのできしている。	<ul><li>a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</li><li>b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。</li><li>c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。</li></ul>	<ul> <li>□ 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。</li> <li>□ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。</li> <li>□ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。</li> <li>□ 季節感のある献立となるよう配慮している。</li> <li>□ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。</li> <li>□ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</li> <li>□ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に行われている。</li> </ul>
2 子育て支援	(1) 家庭との 緊密な連携	62	① 子どもの生 活を充実させ るために、家庭 との連携を行 っている。	<ul><li>a)子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</li><li>b)子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。</li><li>c)子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。</li></ul>	<ul><li>□ 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。</li><li>□ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。</li><li>□ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。</li><li>□ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。</li></ul>
	(2) 保護者等 の支援	63	① 保護者が安 心して子育て ができる行って 支援を行って いる。	<ul><li>a)保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</li><li>b)保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。</li><li>c)保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。</li></ul>	<ul> <li>□ 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。</li> <li>□ 保護者等からの相談に応じる体制がある。</li> <li>□ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。</li> <li>□ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。</li> <li>□ 相談内容を適切に記録している。</li> <li>□ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。</li> </ul>
		64	② 家庭での虐 待等権利侵害 の疑いのある 子どもの早期	a)家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 b)家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	育の状況について把握に努めている。

20 評価基準【地域型保育事業版】

		発見・早期対応 及び虐待の予 防に努めてい る。	c)家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	の援助をしている。  □ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。  □ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。  □ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。  □ マニュアルに基づく職員研修を実施している。
3 (1) 保 保育集 の振り返り の (保育士 の自己評価 の 向 上	践 等	① 保育士等が 主体的に保育 実践の振り返りを行い、保育 実践の改善専門性の向上に努めている。	a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。 c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。	振り返り(自己評価)を行っている。

21 評価基準【地域型保育事業版】